

## 【案 件 の 概 要】

## 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止を定めることについて（案）

## ○対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の見直し（規則第10条第1項）

現行において、捕獲等を禁止している狩猟鳥獣について、生息状況等の明らかな改善が認められないことから、捕獲等を禁止する期間を延長する。

<現行>

<p>① ウズラについて捕獲等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁止する区域は全国(ウズラの捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。)</li> <li>・ 禁止期間は平成19年9月15日から平成24年9月14日</li> </ul>
<p>② ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)の雌及びキジ(亜種コウライキジを除く。)の雌について捕獲等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁止する区域は全国(ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。)</li> <li>・ 禁止期間は平成19年9月15日から平成24年9月14日</li> </ul>
<p>③ ヒヨドリについて捕獲等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁止する区域は東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県</li> <li>・ 禁止期間は平成19年9月15日から平成24年9月14日</li> </ul>
<p>④ ツキノワグマについて捕獲等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁止する区域は三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県</li> <li>・ 禁止期間は平成19年9月15日から平成24年9月14日</li> </ul>
<p>⑤ シマリスについて捕獲等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁止する区域は北海道</li> <li>・ 禁止期間は平成19年9月15日から平成24年9月14日</li> </ul>



<改正案>

<p>① ウズラについて捕獲等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁止する区域（※現行どおり）</li> <li>・ 禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日</li> </ul>
<p>② ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)の雌及びキジ(亜種コウライキジを除く。)の雌について捕獲等の禁止</p>

- ・ 禁止する区域(※現行どおり)
- ・ 禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日

③ ヒヨドリについて捕獲等の禁止

- ・ 禁止する区域 (※現行どおり)
- ・ 禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日

④ ツキノワグマについて捕獲等の禁止

- ・ 禁止する区域 (※現行どおり)
- ・ 禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日

⑤ シマリスについて捕獲等の禁止

- ・ 禁止する区域 (※現行どおり)
- ・ 禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日